

多摩川下流部右岸・多摩川下流部左岸・多摩川上流部大規模氾濫減災協議会

多摩川タイムライン検討部会

規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「多摩川下流部右岸・多摩川下流部左岸・多摩川上流部大規模氾濫減災協議会 多摩川タイムライン検討部会」（以下「多摩川TL部会」という。）と称する。

2 多摩川TL部会は、多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会規約に基づき設置する。

（目的）

第2条 多摩川TL部会は、多様な関係者の連携による多摩川流域における洪水氾濫からの被害の軽減を目指し、台風等による風水害に備えたタイムライン（防災行動計画）を検討することを目的とする。

（組織構成）

第3条 多摩川TL部会は、別表に掲げる参加機関をもって構成する。

2 多摩川TL検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、多摩川TL部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表に掲げる参加機関以外の者の参加を多摩川TL部会に求めることができる。

（WGの設置）

第4条 多摩川TL部会は、WGを設置することができる。

2 WGの設置にあたっては、WGの検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

（実施事項）

第5条 多摩川TL部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 多摩川TL部会の参加機関を対象とした多摩川の国管理区域内における台風等による風水害に備えたタイムライン（防災行動計画）の検討

二 その他必要な事項

(公開)

第6条 多摩川T L部会は原則非公開とし、**部会資料の公開にあたっては、出席した構成員の確認を得るものとする。**

(事務局)

第7条 多摩川T L部会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所防災情報課内に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、多摩川T L部会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、多摩川T L部会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表

【多摩川タイムライン検討部会】

- ・ 八王子市 生活安全部 防災課
- ・ 立川市 市民生活部 防災課
- ・ 青梅市 市民安全部 防災課
- ・ 昭島市 総務部 防災課
- ・ 日野市 総務部 防災安全課
- ・ 福生市 総務部 防災危機管理課
- ・ 多摩市 総務部 防災安全課
- ・ 羽村市 市民生活部 防災安全課
- ・ あきる野市 総務部 地域防災課
- ・ 大田区 総務部 防災危機管理課
- ・ 世田谷区 危機管理部 災害対策課
- ・ 府中市 行政管理部 防災危機管理課
- ・ 品川区 防災まちづくり部 防災課
- ・ 調布市 総務部 総合防災安全課
- ・ 国立市 行政管理部 防災安全課
- ・ 狛江市 総務部 安心安全課
- ・ 稲城市 消防本部 防災課
- ・ 横浜市 鶴見区 総務課
- ・ 川崎市 総務企画局 危機管理室
- ・ 東京都 建設局 河川部防災課
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 防災計画課
- ・ 神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 **危機管理防災課**
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 **河港課**
- ・ 気象庁 東京管区气象台 総務部 業務課
- ・ 気象庁 横浜地方气象台
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所